破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２５６号
神奈川県小田原市千代449番地の１
破産者　橋本健太朗
１　決定年月日　平成30年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８６号
奈良県生駒郡平群町菊美台２丁目13番27号
破産者　橋本　勝之
１　決定年月日　平成30年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６８１号
札幌市豊平区美園10条６丁目１番18号
破産者　若林　宙哉
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３９号
仙台市青葉区子平町５番１―326号、従前の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―705号
破産者　阿部　年也
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
埼玉県川越市小仙波町２丁目37番地１（フェニックス小仙波Ｃ棟301号室）
破産者　松田　健一
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８８号
東京都町田市常盤町3059番地７
破産者　加藤　　誠
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３００号
静岡県田方郡函南町日守1263番地の１　サンライト荒川205、前住所静岡県伊豆市柏久保1288番地
破産者　相原　正弘
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６２号
愛知県長久手市南原山12番地の１　有料老人ホームぬくもり、開始決定時の住所名古屋市千種区星が丘山手206番地　市営西星ケ丘荘515号
破産者　松本　　榮
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２２号
東京都板橋区成増１丁目19番５号　メトロ成増101号、開始決定時の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字中子新田71番地の１　フルハウス石浜Ｃ棟
破産者　入江　茂大
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６１号
神戸市灘区泉通５丁目３番14号
破産者　近藤　千恵
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１６号
熊本市中央区黒髪６丁目11番23号　レジデンス津田102
破産者　藤本　知久
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４８７号
相模原市中央区宮下２丁目６番14―204号
破産者　齋藤レイ子
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５３９号
相模原市南区相南４丁目24番11号　高峰コーポⅡ　207
破産者　山中　建二
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０２号
静岡県浜松市南区若林町2691―１　チェルシー201号室、住民票上の住所熊本県熊本市北区武蔵ケ丘９丁目６番43―302号
破産者　堀部　隆士
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
静岡県浜松市中区三組町173番地の６　田村ハイツ301、開始決定時の住所静岡県浜松市中区萩丘４丁目22番11号101
破産者　中山　里加
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄420番地２　ビレッジハウス邑久　２―108、開始決定時の住所岡山県瀬戸内市邑久町虫明4763番地
破産者　松本　正明
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部